

令和3年6月22日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年6月22日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長補佐	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠 君、9番 小川 保 君を指名致します。

日程第2．諸般の報告を行います。

まず、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しております。

6月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

皆さん、お早うございます。

それでは、報告致します。

令和3年6月14日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第2号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第4号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第1号）

議案第5号、工事請負契約の締結について（令和3年度 豊原小学校校舎外壁剥離等改修工事）

議案第6号、工事請負契約の締結について（令和3年度 四箇小学校校舎外壁剥離等改修工事）

議案第7号、工事請負変更契約の締結について（多度津町新庁舎等建設工事）

議案第8号、物品購入契約の締結について

議案第9号、物品購入契約の締結について

審議結果。

議案第2号及び議案第4号から議案第9号について委員、傍聴議員より、

一つ、商工振興費の新型コロナウイルス感染症対策の事業者支援について詳しい説明

をお願いしたい。

一つ、営業時間短縮協力金の対象の店は何軒くらいあるのか。

一つ、持続化給付金は昨年の夏以降に交付されたと思うが、証明を失くした場合はどうなるのか。国と県の両方から給付金を受けた場合は、どちらか1つあれば良いのか。

一つ、新聞報道では上乘せの営業時間短縮要請協力金は1店舗最大48万円となっているが、どうなるのか説明してもらいたい。また、コンビニ店も対象になるのか。

一つ、プレミアム付商品券発行助成金事業では前回は1万セットで、今回は1万3千セットだが、前回の購入状況や使用された実績を教えてください。

一つ、新庁舎の関係でデジタルサイネージの設置場所はどこになるのか。マルチディスプレイのパネルの大きさ及び1画面にするのか4分割画面にするのか聞きたい。また、どのような情報を発信するのか教えてください。

一つ、道福寺公園の整備に4千万円ほど掛かっているが、基本的な計画はどういう形だったのか教えてください。今回の整備には特殊な芝生を使うようだが、のちの管理費を考えると工事費の単価が違うと思うので説明してもらいたい。また、公園の計画平面図は事前に示してもらいたい。

一つ、道福寺公園の西側の池には柵が設置されるのか。

一つ、企画費の離島航路補助金241万6千円の補正は、たどつ汽船の赤字に対する補填とのことだが、根拠を具体的に説明してもらいたい。

一つ、多度津駅バリアフリー化に関する予算は3月議会で可決しているが、県議会でも反対意見があったと聞いており、駅東側から利用する場合は上り下りが非常に不便という反対の声もあるので再検討してもらいたい。

一つ、パーク&ライドと跨線橋のエレベーターの間の駐輪場には自転車は隙間なく駐めてあり、通行に支障があると聞いているので、ライン引きなどの対処をしてもらいたい。

一つ、児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金1,900万円の説明をしてもらいたい。また、何名ぐらいの計画になっているのか、一人親世帯とか非課税世帯が対象と解釈して良いのか。

一つ、コミュニティ事業補助金150万円は、どういうことに使うのか。

一つ、2つの小学校校舎の外壁剥離等改修工事の工事時期は夏休みを利用して行われるのか。

一つ、救助工作車Ⅱ型（救助用資機材含む）とあるが、仕様を説明してもらいたい。古い救助工作車は下取りに出すのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、新型コロナウイルス感染症対策事業については、①昨年と同様に1万円の商品券に20%のプレミアム分と20%の食事券を上乗せした商品券を1万3千セット（額面総額1億8,200万円）販売するプレミアム付商品券発行助成金事業。②昨年度に国・県の持続化給付金を受給した事業者に対して一律10万円の支援金を上乗せして交付する事業者持続化支援金事業。③飛沫防止用のパーテーション・空気清浄機を設置するなどの感染症対策をした飲食店等の事業者に対し、県とは重複しない形で上限20万円の支援金を交付して負担軽減を図る感染症対策補助金事業。④農業者・漁業者の所得を向上させるためにJA多度津支店が「ふれあい産直」店舗の充実を図り、棚や冷蔵ショーケース・冷凍庫を設置して魚介類を販売する取組に補助金を交付する農・漁業者所得安定対策補助金事業。⑤県の時短要請に応じて協力金を受給した事業者に対して1日当たり1万円の最大48万円を町が上乗せ支給する営業時間短縮協力金事業の5つを予定している。

一つ、営業時間短縮協力金の対象店については、まだ県からの情報が入っていないが、25軒と想定して計上している。

一つ、持続化支援金では交付決定通知等を失くした場合は、銀行の通帳の写しなどで読み替えの対応をしたい。国と県と両方から給付金を受けた場合は、証明はどちらか1つあれば良いとしている。

一つ、営業時間短縮協力については第1次が14日間、第2次が14日間、第3次が20日間だったので、定休日がなく営業している店舗であれば最大48万円となる。営業時間短縮要請は飲食店が対象である。

一つ、昨年度のプレミアム付商品券では販売数1万セットのうち引換は9,820セットで、14万枚のうち引換枚数は13万7,480枚にのぼり、事業所の換金忘れや未使用は254枚で、ほとんどが使用されており、利用された金額は1億3,722万6千円である。前回、引換されなかった180セットの再販売はしていないが、今回は引換がなかったものは再度抽選をして全て販売することとしている。

一つ、デジタルサイネージは、地域交流センター1階のエントランスと2階のホワイエに1台ずつと庁舎棟1階と2階の待合所に1台ずつの合計4台を設置予定であり、地域交流センターには65型、庁舎棟には46型の通常の液晶ディスプレイを考えており、議会の模様を流すことにしている。

一つ、道福寺公園整備の4千万円は造成工事であり、今後は専用タンクを有する防災用トイレ・防災用倉庫の建築を発注予定で、駐車場や多度津高校の「あずまや」も計画している。今回の芝生広場は維持管理費が掛からないものを選定しているが、平面図についてはのちほど説明したい。

一つ、道福寺公園の周囲には、フェンスを設置する予定である。

一つ、離島航路補助金の対象は令和元年10月から翌年9月までの運行の赤字に対する補填であり、3年度当初予算は令和元年6月の航路維持計画の申請時に決定した国・県・町の補助金の額としている。そのあとの最終的な決算書の提出が令和3年1月なので、国・県・町が精査したのちの補助金確定時期が3月末以降になるため、補正対応となっている。赤字幅は流動的で今回の補助金増額の要因は、コロナ禍での渡航自粛要請による利用者減少や新造船への支払い等が主なものである。

一つ、多度津駅バリアフリー化については、県と町で再度確認をして、県からJRに対して再検討を指示しているが、まだ結論が出ていないので、内容が分かれば速やかに報告したい。

一つ、駐輪場は駅周辺開発整備で計画中であるが、自転車利用者にもマナーの啓発をしながら進めていきたい。

一つ、低所得の子育て世帯に対して生活支援をする特別給付金は2月時点の児童手当対象者2,536人の15%で算定して1人5万円の380人分を計上しており、町民税非課税者が対象の申請が不必要な積極支給は280人で、コロナにより所得が減少した町民税非課税者と同様との認定を要する申請が必要な対象者は100人程度と見込んでいる。

一つ、コミュニティ事業補助金は、コミュニティ活動に必要な備品や安全な地域づくりに対して助成されるもので、今回は東白方本村の自主防災会の資機材購入への補助を予定している。

一つ、外壁剥離等改修工事のうち、騒音を伴う工事は主に夏休み期間を利用して行うが、2学期以降も工事は継続して、年内の工期を予定している。

一つ、救助工作車は24年が経過してブレーキの故障により運行停止にしているため、緊急防災減災事業債を活用して更新するもので、緊急消防援助隊の基準を満たすために四輪駆動の車両にウインチ・クレーン・照明灯を装備するものとなっている。救助用資機材は大型油圧スプレッダー・マット型救助エアジャッキ・大型油圧カッター・エンジンカッター・検査器具等を搭載予定である。今の救助工作車はブレーキが故障して修理不能なので、官公庁オークションには出さずに廃車する予定である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号及び議案第4号から議案第9号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。

以上、報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願い

いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、6月14日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義君。

建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

令和3年6月14日に開催致しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、報告を致します。

審議事項。

議案第1号、多度津町敬老祝金に関する条例の全部改正について

議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について

審議結果。

議案第1号及び議案第3号について委員、傍聴議員より、

一つ、本年度の敬老祝金の対象者数を教えてもらいたい。また、昨年は何名だったかも教えてもらいたい。

一つ、第4条には「祝金の支給日」が規定されおり、「町長が特に必要と認めるときは支給日を変更することができる」となっているが、どういう時に変更することになるのか説明してもらいたい。

一つ、第6条の受給権の喪失の中で、「その他町長において祝金の支給が適当でないとしたとき」とあるが、どういうことなのか説明してもらいたい。

一つ、附則第3条には新型コロナウイルスについて記載されているが、変異種にインドやイギリスの地名が入った場合は、今後どのように解釈していくのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、令和3年5月1日時点での敬老祝金対象者は、77歳が285名、88歳が163名、99歳以上が44名の合計492名である。また、令和2年9月1日時点での敬老祝金対象者は、77歳が278名、88歳が173名、99歳以上が49名の合計500名であったが、そのうち支給日までに亡くなったり、転出された方が3名いたので、497名に送付している。

一つ、町長が特に必要と認めて支給日を変更するのは、災害等によって9月中に支給できないようなことが考えられる。

一つ、「祝金の支給が適当でないとしたとき」とは、あまりないと思うが、収容等によって支給が難しいということが考えられる。

一つ、今までは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則で新型インフルエンザ等を「みなし法」として規定していたが、今回、感染症法第6条第7項の定義に新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症が

追加されたため、変異型もこの中に含まれると解釈している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第3号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。

以上で報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

最後に町長報告の追加が出ております。報告はタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第3．議案第1号、多度津町敬老祝金に関する条例の全部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4．議案第2号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、令和3年度多度津町一般会計補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、工事請負契約の締結について(令和3年度 豊原小学校校舎外壁剥離等改修工事)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、工事請負契約の締結について(令和3年度 四箇小学校校舎外壁剥離等改修工事)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、工事請負変更契約の締結について(多度津町新庁舎等建設工事)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに、決定致しました。

日程第11. 議案第9号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 議員提出議案第1号、多度津町議会会議規則の一部改正についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

また、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、採決致します。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第13. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和3年第2回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉 会 午前9時29分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和3年6月22日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記